

白山市公共工事前金払等及び部分払に関する取扱要領

平成20年3月18日決裁

改正：平成21年4月1日決裁

改正：平成23年3月15日決裁

改正：平成24年3月30日決裁

改正：平成28年3月22日決裁

改正：平成30年4月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、白山市財務規則（平成17年白山市規則第44号）第155条、白山市公共工事の前金払取扱規則（平成17年白山市規則第125号。以下「前金払取扱規則」という。）及び白山市建設工事標準請負契約約款（以下「建設工事約款」という。）、白山市業務委託標準契約約款並びに白山市工事監理業務委託契約約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象とする契約)

第2条 前金払の対象とする契約は、次のとおりとする。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査
- (3) 測量

(中間前金払の対象とする契約)

第3条 中間前金払の対象とする契約は、次のとおりとする。

- (1) 土木建築に関する工事

(前払金等の割合及び限度額)

第4条 第2条及び第3条の1契約金額に対する前払金（中間前払金を支払ったときは前払金及び中間前払金。以下「前払金等」という。）の割合及び支払限度額は、別表のとおりとする。

(近接工事による諸経費調整を必要とする契約の前払金)

第5条 近接工事により他の工事と諸経費調整を行う必要がある工事の場合は、建設工事約款第34条第1項中、「請負代金額」とあるのは「諸経費調整後の請負代金額」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(前金払申請時期の特例)

第6条 当該契約に関連する工事等の進捗により契約締結から現場着手が大幅にずれ込む場合にあっては、前金払取扱規則第6条の規定にかかわらず、現場着手の見込みが出来た時点でも申請できるものとする。

(前払金等の単位)

第7条 前払金等の単位は、10万円単位とし10万円未満の端数は切り捨てる。

(部分払の対象とする契約)

第8条 部分払の対象とする工事は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる契約であって、全体工期が120日を越えるものとする。

(2) 前号に係る工事の監理（以下「工事監理」という。）の契約

(部分払の回数)

第9条 部分払の回数は財務規則第155条第2項第1号から第4号の規定によるが、契約金額が5,000万円以上の場合は、5,000万円を増すごとに同規則第4号の回数に1を加えた回数以内とする。

2 債務負担行為に係る契約の場合、各会計年度において出来高予定額に達したときの支払は部分払とは見なさない（回数には含めない）。

(部分払金の単位)

第10条 部分払金の単位は、10万円単位とし10万円未満の端数は切り捨てる。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(債務負担行為に係る特例)

第11条 前金払取扱規則第3条に掲げる対象工事において、債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上を対象とする。この場合、同条第1項第1号及び第2号中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、同条第3号中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の

1」と読み替えて準用するものとする。ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が200万円以上であることにより、契約締結までに中間前金払を選択する旨の届出を行っている工事であっても、当該支払要件を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第12条 2年度以上にわたる契約の特則は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号の契約は、別紙1-1「債務負担行為に係る契約の特則(建設工事)「中間前金払選択」」と別紙1-2「債務負担行為に係る契約の特則(建設工事)「部分払選択」」とする。

(2) 第2条第1項第2号及び第3号の契約は、別紙2「債務負担行為に係る契約の特則(業務委託)」とする。

(3) 工事監理の契約は、別紙3「債務負担行為に係る契約の特則(工事監理業務)」とする。

2 前項に規定する特則は当該契約書に袋綴じするものとする。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行し、同日以降の契約から適用する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行し、同日以降の契約から適用する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行し、同日以降の契約から適用する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行し、同日以降の契約から適用する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行し、同日以降の契約から適用する。

附 則

この要領は平成30年5月1日から施行し、同日以降の契約から適用する。

別表（第4条関係）

公共工事区分	契約金額	前払金の額	中間前払金の額
1 土木建築に関する工事（次号に該当するものを除く。）	200万円以上	契約金額の4割以内の額	契約金額の2割以内の額
2 土木建築工事に関する工事の設計及び調査	200万円以上	契約金額の3割以内の額	
3 測量	200万円以上	契約金額の3割以内の額	
<p>摘要</p> <p>総工事費設計額（請負設計額、支給資材設計額及び無償貸与した船舶機械器具の設計貸付料の合計の額）の2割5分以上の資材を市が支給する請負工事については当該契約金額の2割以内とする。</p>			

債務負担行為に係る契約の特則（建設工事）
「中間前金払選択」

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 1 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	残 額

2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	残 額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第 2 条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、白山市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第 3 4 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、約款同条及び第 3 5 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第 3 4 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

- 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、約款第35条第3項の規定を準用する。
- 5 各会計年度において、出来高予定額に達したときの支払は部分払と見なさない。

債務負担行為に係る契約の特則（建設工事）
「部分払選択」

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 1 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	残 額

2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	残 額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第 2 条 債務負担行為に係る契約の前金払については、白山市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第 3 4 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、約款同条及び第 3 5 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第 3 7 条第 1 項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第 3 4 条

第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、約款第35条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払いの特則)

第3条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、約款第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} &\leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} \\ &\quad + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} \\ &\quad - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ &\quad \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

3 部分払の回数には、各会計年度において出来高予定額に達したときの支払は含まないものとする。

別紙 2

債務負担行為に係る契約の特則（業務委託）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 1 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 残 額

2 支払限度額に対する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 残 額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第 2 条 債務負担行為に係る契約の前金払については、白山市業務委託標準契約約款（以下「約款」という。）第 3 3 条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、約款同条及び第 3 4 条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第 3 3 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第 1 項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される

約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときは、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、約款第34条第3項の規定を準用する。

別紙 3

債務負担行為に係る契約の特則（工事監理業務）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 1 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 残 額

2 支払限度額に対する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 残 額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の部分払いの特則）

第 2 条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、部分払金の額については、約款第 26 条第 5 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} &\leq \text{業務委託料相当額} \times 9/10 - (\text{前会計年度までの支払金額} \\ &\quad + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{業務委託料相当額} \\ &\quad - (\text{前年度までの履行高予定額} + \text{履行高超過額}) \} \end{aligned}$$

3 部分払の回数には、各会計年度において履行高予定額に達したときの支払は含まないものとする。